

事務事業評価シート

No.	事務事業名	所管部課
2	権利擁護センター事業	健康福祉部生活福祉課

事務事業の概要	事業の目的		根拠法令等
	認知症や知的障害、精神障害などの理由による判断能力の低下により、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の積極的な活用や高齢者等の福祉サービスの利用支援等を図ることを目的とする。		<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input checked="" type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業の概要		
	<p>判断能力が不十分な方に対して成年後見制度の利用支援、市長申立て、市長申立てに係る後見人報酬助成を行うほか、保健福祉サービスに係る解決困難な苦情の調整等を行う。</p> <p>※平成28年度には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が制定・施行され、市町村は成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関の設立等必要な措置を講ずるよう努めることとされている。</p> <p>■事業委託により実施(「権利擁護センターあんしん西東京」実施事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する相談業務(保健福祉サービスに関する苦情相談を含む。) 成年後見制度申立て支援 あんしん西東京運営審査委員会の運営(市長申立ての適否の審査) 後見人のサポート 社会貢献型後見人の養成及び支援 <p>■市直営により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉サービス苦情調整委員会の運営 後見等報酬助成の実施 		
事業開始時期	平成14年度	実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
事業費(A)	千円	29,828	31,289	35,007	35,619
内訳					
主要な経費: 委託料		28,616	29,244	30,609	31,478
その他: 負担金補助及び交付金 他		1,212	2,045	4,398	4,141
財源					
内訳					
国庫支出金・都支出金		13,720	13,720	14,030	14,226
地方債					
内訳					
その他 ()	27	248	46	20	
一般財源	16,081	17,321	20,931	21,373	
所要人員(B)	人	0.80	0.80	0.80	0.80
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	5,966	6,130	6,186	6,325
総コスト(D)=(A)+(C)	千円	35,794	37,419	41,193	41,944
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (成年後見利用支援相談件数)	千円	39	40	51	—

指標名	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
①成年後見利用支援相談件数	実績値 件	922	945	812	
②市長申立件数	実績値 件	7	8	5	
《指標とした数値変化に対する要因分析など》					
①30年度において、成年後見利用支援相談件数が減少しているが、成年後見制度の利用には至らない日常生活自立支援事業における相談件数と合わせると相談件数は年々増加している。					
②概ね平年並みの推移と考える。					

事業環境等	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	多摩26市においては、全て単独或いは、共同設置の形で権利擁護制度の推進機関を設置しており、標準的な運営体制である。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	民法に定める成年後見制度の利用支援・利用促進を図る事業であり、他に類似する事業はない。

【一次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	成年後見制度の利用支援・利用促進を図ることにより、市民の権利擁護に資する。
実施主体の妥当性	適切	成年後見制度の利用促進、利用支援については、市及び社会福祉協議会で担うべきものである。
事業(補助)の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業であり、適切である。
事業(補助)の内容	課題有	成年後見制度利用促進法の施行により、利用促進の充実が求められている。
受益者負担	—	—
事業コスト	普通	他市と比較しても同水準である。
業務負担	普通	事業の必要性・効果を勘案して、過度な事務負担は認められない。
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	判断能力が不十分な方の財産や権利を擁護するために民法上定められた成年後見制度の利用支援、利用促進を行う本事業の実施は必要性が高く、かつ、成年後見制度利用促進法の施行により、更なる制度利用の促進のための方策が求められており、継続して実施していく必要がある。	

【二次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	市民の権利擁護に資する事業であり、今後も必要性は高くなっていくものとする。
実施主体の妥当性	適切	市が直営または委託により実施すべき事業であり適切とする。
事業(補助)の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業であり、適切とする。
事業(補助)の内容	適切	さらなる利用促進が求められているが、適切な事業内容とする。
受益者負担	—	—
事業コスト	高い	委託料が年々増加しているため、委託業務内容を含む見直しが必要とする。
業務負担	普通	直営の業務もあるが、過度な事務負担はないものとする。
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	本事業は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下した方の財産及び権利擁護に資するものである。高齢社会を見据え、事業の必要性が高まっていくことは確実であり、成年後見制度利用促進法に基づき、さらなる制度の利用支援、利用促進を図る必要があることは理解できる。しかしながら、事業費が毎年増加傾向にあるため、委託内容等を精査するなど、経費抑制に向けた方策を検討する必要がある。	

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	
---------------	--